

コーポレート・ガバナンス

コンプライアンスに関する詳細は
Webサイトをご覧ください。



コンプライアンス

●コンプライアンス体制

当社グループでは、取締役会の諮問組織として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、委員会の下に「コンプライアンス推進部」を設置しており、内部統制およびコンプライアンス推進を徹底するための実務的な検討および企画を行っています。コンプライアンス推進部会は原則月1回開催し、次の事項に関する職務を行います。

▼コンプライアンス推進委員会

委員長	代表取締役会長
副委員長	代表取締役社長
委員	取締役、監査役、執行役員、委員長が指名する者
事務局長	総務CSR担当役員
事務局	総務CSRグループ

1. コンプライアンス推進に関する基本方針・社内規程等の制定・改廃案の策定
2. コンプライアンス推進計画案の策定、進捗管理、評価
3. 内部監査結果の共有化と改善取り組みに関する事項
4. コンプライアンス事案への対応
5. 当社の事業に関係する法令の制定・改廃および行政や社会の動向の調査・研究
6. コンプライアンス・プログラムの策定、実施
7. 当社グループのコンプライアンス推進状況のステークホルダーへの情報開示
8. その他コンプライアンス推進に関する各部門への指示・情報連携

●コンプライアンスに関する重点取り組み事項

贈賄行為の禁止徹底

「NITTAグループ行動憲章」において「法令等の遵守」「公正な取引」「企業倫理推進体制の構築」を掲げるとともに、「NITTAグループ贈賄防止方針」を制定し、公務員等に対する贈賄等を禁止し、違反行為の未然防止に努めています。

反社会的勢力排除に向けた取り組み

当社グループは、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体には法令に基づき毅然として対処します。その旨を「NITTAグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないと定めています。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務CSRグループとし、事案発生時の報告および対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察および全国暴力追放運動推進センター等の関連機関と連携を図り、組織的に対処します。

インサイダー取引の未然防止に向けた取り組み

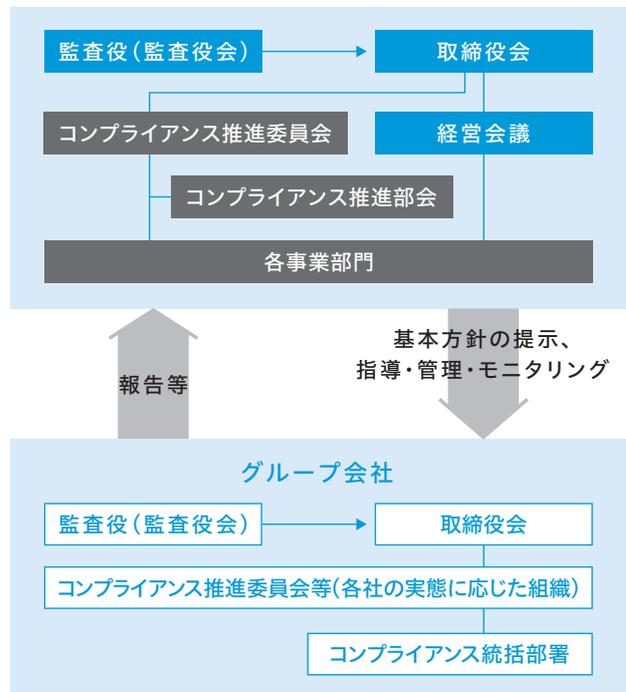
当社グループは、役員等による金融商品取引法第166条および同法第167条の遵守を確保するために「NITTAグループ行動憲章」において未公表の情報に基づき、株式等の売買は行わないこととしています。また、「重要情報の管理および開示規程」および「インサイダー取引防止規程」において情報管理体制の整備を行い、不正取引を排除しています。

●コンプライアンス教育

コンプライアンスの要となる管理職および従業員に対する教育を毎年開催しています。また、隔月ごとに当社グループ全ての国内社員を対象とするコンプライアンス教育資料の提供を行い、各職場におけるコンプライアンスの実践を支援しています。

また、日本証券業協会のJ-IRISSに役員に関する情報を登録し、インサイダー取引等の法令違反の未然防止、証券市場の信頼性確保に協力しています。

▼コンプライアンス体制イメージ図



●モニタリング

当社およびグループ会社の内部監査等により、企業活動の中に潜む既存または新規のコンプライアンスリスクを、顕在化する前に発見するよう取り組んでいます。